

## 関係法令

### ・災害対策基本法第 49 条の 10～13

#### 第 3 節 避難行動要支援者名簿の作成等

(避難行動要支援者名簿の作成)

第49条の10 市町村長は、当該市町村に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であつて、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）の把握に努めるとともに、地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）を実施するための基礎とする名簿（以下この条及び次条第 1 項において「避難行動要支援者名簿」という。）を作成しておかなければならない。

2 避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

- 一 氏名
- 二 生年月日
- 三 性別
- 四 住所又は居所
- 五 電話番号その他の連絡先
- 六 避難支援等を必要とする事由
- 七 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市町村長が必要と認める事項

3 市町村長は、第 1 項の規定による避難行動要支援者名簿の作成に必要な限度で、その保有する要配慮者の氏名その他の要配慮者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

4 市町村長は、第 1 項の規定による避難行動要支援者名簿の作成のため必要があると認めるときは、関係都道府県知事その他の者に対して、要配慮者に関する情報の提供を求めることができる。

(名簿情報の利用及び提供)

第49条の11 市町村長は、避難支援等の実施に必要な限度で、前条第一項の規定により作成した避難行動要支援者名簿に記載し、又は記録された情報（以下「名簿情報」という。）を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

2 市町村長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、地域防災計画の定めるところにより、消防機関、都道府県警察、民生委員法（昭和23年法律第198号）に定める民生委員、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第109条第 1 項に規定する市町村社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者（次項において「避難支援等関係者」という。）に対し、名簿情報を提供するものとする。ただし、当該市町村の条例に特別の定めがある場合を除き、名簿情報を提供することについて本人（当該名簿情報によって識別される特定の個人をいう。次項において同じ。）の同意が得られない場合は、この限りでない。

3 市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供することができる。この場合においては、名簿情報を提供することについて本人の同意を得ることを要しない。

(名簿情報を提供する場合における配慮)

第49条の12 市町村長は、前条第2項又は第3項の規定により名簿情報を提供するときは、地域防災計画の定めるところにより、名簿情報の提供を受ける者に対して名簿情報の漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう求めることその他の当該名簿情報に係る避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(秘密保持義務)

第49条の13 第49条の11第2項若しくは第3項の規定により名簿情報の提供を受けた者(その者が法人である場合にあっては、その役員)若しくはその職員その他の当該名簿情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であつた者は、正当な理由がなく、当該名簿情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

## ・横浜市震災対策条例第12条

### 第5章 予防対策及び応急対策

(災害時要援護者対策)

第12条 市は、高齢者、障害者その他の地震が発生した場合の対応に困難を伴うことが予想される者(以下「災害時要援護者」という。)について、安否確認、避難誘導、救出救助等の支援活動が円滑に行われるよう必要な体制を整備するとともに、平素から地域の自主的な支え合いの取組を支援するものとする。

2 市長は、前項の取組を支援するため、災害時要援護者のうち規則で定める者に係る個人情報(横浜市個人情報の保護に関する条例(平成17年2月横浜市条例第6号)第2条第3項に規定する保有個人情報のうち規則で定めるものをいう。以下同じ。)について、自主防災組織及び規則で定めるものに対し、あらかじめ提供をすることができる。

3 市長は、個人情報については、あらかじめ当該災害時要援護者のうち規則で定める者が前項の提供を拒否する場合には、同項の規定にかかわらず、当該提供をすることができない。

4 市長は、個人情報については、第1項の取組を行うもの以外のものに提供してはならない。

5 第2項の規定により個人情報の提供を受けたものは、当該情報を第1項の取組以外の目的に利用してはならず、当該情報の漏えいを防止し、当該情報を規則で定めるところにより適正に取り扱わなければならない。

## ・横浜市震災対策条例施行規則第4～10条

(災害時要援護者)

第4条 条例第12条第2項に規定する災害時要援護者のうち規則で定める者は、次のいずれかに該当する在宅の者とする。

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号）第27条の規定による要介護認定を受けた者であって、要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年厚生省令第58号。以下「認定省令」という。）第1条第1項第3号に規定する要介護3、同項第4号に規定する要介護4又は同項第5号に規定する要介護5に該当するもの
- (2) 介護保険法第27条の規定による要介護認定を受けた者であって認定省令第1条第1項第1号に規定する要介護1若しくは同項第2号に規定する要介護2に該当するもの又は同法第32条の規定による要支援認定を受けた者であって認定省令第2条第1項第1号に規定する要支援1若しくは同項第2号に規定する要支援2に該当するもので、次のいずれかに掲げるもの
  - ア 介護保険法第27条第2項（第28条第4項、第29条第2項、第30条第2項、第31条第2項及び第32条第2項（第33条第4項、第33条の2第2項、第33条の3第2項及び第34条第2項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定による調査その他の市長が定める調査の結果、厚生労働省が定める認知症高齢者の日常生活自立度がⅡ以上である者
  - イ 65歳以上の者であって、その属する世帯の全ての者が、65歳以上で、かつ、介護保険法第27条の規定による要介護認定又は同法第32条の規定による要支援認定を受けているもの
- (3) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条に規定する身体障害者、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者のうち18歳以上である者又は治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号。以下「障害者総合支援法施行令」という。）第1条に規定する特殊の疾病による障害の程度が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第4条第1項の厚生労働大臣が定める程度である者であって18歳以上であるもので、障害者総合支援法第19条第1項に規定する支給決定を受けたもの
- (4) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第4条第2項に規定する障害児のうち、身体に障害のある児童、知的障害のある児童又は治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者総合支援法施行令第1条に規定する特殊の疾病による障害の程度が障害者総合支援法第4条第1項の厚生労働大臣が定める程度である児童であって、その保護者（児童福祉法第6条に規定する保護者をいう。）が障害者総合支援法第19条第1項に規定する支給決定を受けたもの
- (5) 前各号に掲げる者のほか、身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者であって、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に規定する身体障害者障害程度等級表による障害の級別（視覚障害、聴覚障害又は肢体不自由に限る。）が1級から3級までのもの
- (6) 前各号に掲げる者のほか、市長の発行する愛の手帳の交付を受けている者であって、障害の程度がA1又はA2に該当するもの

(提供する個人情報)

第5条 条例第12条第2項に規定する保有個人情報のうち規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 氏名
- (2) 住所又は居所
- (3) 生年月日
- (4) 性別
- (5) 電話番号その他の連絡先
- (6) 災害時要援護者の安否確認、避難誘導、救出救助等の支援活動(次号において「支援活動」という。)を必要とする事由
- (7) 前各号に掲げるもののほか、災害時要援護者の支援活動の実施に関し市長が必要と認めるもの(個人情報の提供をすることができるもの)

第6条 前条各号に規定する個人情報(以下「個人情報」という。)の提供をすることができる条例第12条第2項に規定する規則で定めるものは、同条第1項の取組を行う自主防災組織に準ずるもので市長が認めるものとする。

(個人情報の提供に関する協定)

第7条 個人情報の提供を受けようとするものは、あらかじめ、市長と次に掲げる事項を記載した個人情報の提供に関する協定を締結するものとする。

- (1) 個人情報の提供を受けるものが条例第12条第1項の取組を行う区域
- (2) 個人情報の保管方法及び返却方法
- (3) 当該協定を解除する事由
- (4) 前3号に掲げるもののほか、個人情報の提供に関し必要な事項

2 前項に規定する協定を締結する場合には、当該個人情報の提供を受けようとするものにおいて個人情報を管理する者(以下「情報管理者」という。)及び個人情報を取り扱う者(以下「情報取扱者」という。)を市長に届け出なければならない。届け出た情報管理者又は情報取扱者を変更しようとするときも同様とする。

(個人情報の提供)

第8条 市長は、個人情報の提供を行うときは、第4条に規定する者に係る第5条各号に掲げる事項を記載した書類により行わなければならない。

(個人情報の適正な取扱い)

第9条 個人情報の提供を受けたものは、情報管理者及び情報取扱者以外の者が当該個人情報を閲覧することができないよう措置すること、情報管理者及び情報取扱者に対して個人情報の取扱いに係る研修を実施することその他の個人情報の適正な取扱いのために必要な措置を講じなければならない。

(個人情報の漏えい等の対応)

第10条 個人情報の提供を受けたものは、当該個人情報の漏えい、滅失、毀損若しくは改ざんが生じ、又はその恐れがあることを知ったときは、速やかに市長に報告しなければならない。

## ・横浜市災害時における自助及び共助の推進に関する条例第 3～9、14～17 条

(基本理念)

第 3 条 災害に関する対策は、次に掲げる理念を基本として実施されなければならない。

(1) 市民及び事業者が、自己の責任により、災害から自らの安全を自らで守るという自助の理念

(2) 市民及び事業者が、地域において互いに助け合い、互いを災害から守るという共助の理念  
(市民及び事業者の責務)

第 4 条 市民及び事業者は、自助及び共助の理念に基づき、日頃から災害時への備えを心がけるとともに、地域における防災に関する活動及び横浜市（以下「市」という。）又は神奈川県（以下「県」という。）が実施する防災に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(自助及び共助を促進するための市の責務)

第 5 条 市は、自助及び共助の理念を推進するための体制整備、自助及び共助の理念の重要性に関する啓発、防災に関する情報提供等を行い、市民及び事業者の自発的な防災に関する活動の促進を図るものとする。

2 区長は、各区の地域性に応じて、自助及び共助の理念に基づく防災に関する施策を講ずるものとする。

### 第 2 章 自助

(生活物資の備蓄等)

第 6 条 市民は、日頃から災害時に備え、少なくとも 3 日分の食料、飲料水、医薬品等の生活物資を備蓄し、避難の際にこれらを持ち出すことができるように準備しておくとともに、防災に関する情報を収集する手段を確保しておくよう努めなければならない。

(地震への備え)

第 7 条 市民及び事業者は、家具、家電製品、事業用機器及び設備その他の物品、設備等について、地震に伴い容易に転倒、落下等をしないよう適切な対策（窓ガラス等の飛散を防止するための対策を含む。）を行うよう努めなければならない。

(連絡方法の確認等)

第 8 条 市民は、日頃から、災害時における家族等の安否の確認のための連絡方法、集合場所等を確認しておくよう努めなければならない。

(防災知識の習得等)

第 9 条 市民は、防災に関する研修会、訓練、ボランティア活動その他の防災に関する活動に積極的に参加し、防災に関する知識及び技能の習得に努めなければならない。

2 前項の防災に関する活動を実施する者は、若年者が災害時に果たす役割の重要性に鑑み、当該活動の実施に当たり、若年者の参加を促すよう努めなければならない。

3 市民は、自ら居住する地域において、日頃から、市、県又は関係機関が提供する防災に関する情報を活用し、災害が発生するおそれがある危険な箇所、災害時における避難場所、避難経路、避難方法その他の自らの安全を確保するために必要な事項を確認しておくよう努めなければならない。

(中略)

### 第3章 共助

#### (町の防災組織)

第14条 市民は、町の防災組織が互いに助け合って自らの地域を守る共助の中核をなす組織であることを認識し、その活動に積極的に参加するよう努めなければならない。

2 町の防災組織は、市、事業者、関係機関等と連携し、防災に関する知識の普及、災害が発生するおそれがある危険な箇所の定期的な確認、防災訓練その他の災害を予防するための対策を地域の実情に合わせて日常的に行うとともに、災害時において、情報の収集及び伝達、避難誘導、初期消火、救出救助その他の応急対策を実施するよう努めなければならない。

3 町の防災組織は、その活動の実施等に当たっては、若年者が災害時に果たす役割の重要性に鑑み、若年者の参加を促すよう努めなければならない。

4 町の防災組織以外の自主防災組織は、町の防災組織と連携協力して、防災に関する活動を実施するよう努めなければならない。

#### (地域防災拠点の運営)

第15条 市民は、地域防災拠点における安全かつ秩序ある避難生活の確保及び共助の理念に基づく防災に関する活動の充実を図るため、地域防災拠点運営委員会（地域防災拠点を運営するため、当該地域に居住する市民及び市の職員をもって構成された組織をいう。以下同じ。）の活動に協力し、これに積極的に参加するよう努めなければならない。

2 地域防災拠点運営委員会は、避難者の安全及び安心を確保するため、女性、乳幼児、高齢者、障害者、外国人等に配慮した地域防災拠点の運営に努めなければならない。

#### (災害時に備えた地域連携)

第16条 町の防災組織及び事業者は、災害時における食料、飲料水、医薬品等の生活物資の供給、輸送等に関する協定を締結するなど、日頃から災害時に備えた地域連携を構築するよう努めなければならない。

#### (災害時要援護者の支援)

第17条 町の防災組織は、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人その他の災害時において特別な配慮、支援等を要する者（以下「災害時要援護者」という。）の安否確認、避難誘導、救出救助等を円滑に行うため、市と連携し、あらかじめ、当該地域における災害時要援護者に関する情報を把握するとともに、防災に関する活動に参加しやすい環境の整備その他の支援体制の整備に努めなければならない。

## ・横浜市個人情報の保護に関する条例第7～11条

(保有の制限等)

第7条 実施機関は、個人情報を保有するに当たっては、法令又は条例、規則その他の規程の定める所掌事務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。

2 実施機関は、前項の規定により特定された利用の目的（以下「利用目的」という。）の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有してはならない。

(収集の制限)

第8条 実施機関は、個人情報を収集しようとするときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。

- (1) 法令又は条例の定めがあるとき。
- (2) 本人の同意があるとき。
- (3) 出版、報道等により公にされているとき。
- (4) 人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (5)(6) 略
- (7) 第10条第1項ただし書の規定により他の実施機関から個人情報の提供を受けるとき。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が公益上特に必要があると認めるとき。

第2項、第3項 略

4 実施機関は、個人情報を第1項に掲げる事由により本人以外のものから収集しようとするとき、又は前項に規定する個人情報を同項第2号に掲げる事由（本人の同意）により収集しようとするは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

(適正な維持管理)

第9条 実施機関は、利用目的を達成するために必要な範囲内において、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。

2 実施機関は、保有個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざんの防止その他の保有個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

3 実施機関は、保有する必要がなくなった保有個人情報を確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。（以下、略）

(利用及び提供の制限)

第10条 実施機関は、保有個人情報を利用目的以外の目的（以下「目的外」という。）のために、当該保有個人情報を当該実施機関の内部において利用し、又は当該実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令等の定めがあるとき。
- (2) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
- (3) 出版、報道等により公にされているとき。
- (4) 人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が公益上特に必要があると認めるとき。

2 実施機関は、前項ただし書の規定により保有個人情報を目的外のために利用し、又は提供するときは、当該保有個人情報に係る本人又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないようにしなければならない。

3 実施機関は、保有個人情報を第1項第5号に掲げる事由により目的外のために実施機関以外のものに提供しようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。（以下、略）

(提供先への措置の要求等)

第11条 実施機関は、前条第1項ただし書の規定により保有個人情報を目的外のために実施機関以外のものに提供しようとする場合において、必要があると認めるときは、当該提供を受けるものに対し、当該提供に係る個人情報について、使用目的及び使用方法の制限その他の必要な制限を付し、又は適正に取り扱うための必要な措置を講ずることを求めなければならない。